

令和2年3月26日

リストコンストラクション株式会社
代表取締役 北見尚之



監督処分に係る業務改善措置について

1. 事実認識について

弊社は、令和2年2月27日付の監督処分（指示処分）を厳粛に受け止め、深く反省しております。

既に再発防止に向けた社員教育及び業務フローの見直しを実施しておりますが、今後もより一層コンプライアンスの強化を図り、お客様の信頼回復に向け全社一丸となって取り組んでまいります。

2. 業務改善に向けた取り組みについて

(1) 違反行為の内容及び処分内容の周知徹底について

今回の違反行為の内容について、発覚以降、役職員に対する通達並びに社内研修等を実施して周知いたしました。また、処分内容については処分を受けた後、速やかに役員及びマンション管理業の全従事者に対して2月27日付「指示書（写し）」を用いて周知徹底いたしました。

(2) マンションの管理の適正化の推進に関する法律及び関係法令等の遵守の徹底並びに社内教育・研修の継続的实施について

マンション管理業の全従事者を対象に、令和元年8月21日、令和2年2月18日に「収納口座から保管口座への移換」についてと、関連する「マンションの管理の適正化に関する法律」についての教育・研修を行ないました。

今後も継続的に実施してまいります。

(3) 日常業務運営に関しての調査・点検及び社内業務体制の整備について

収納口座から保管口座への移し換えは、収納代行会社から収納口座に入金（毎月10日前後）された後、各種支払に優先し、且つ速やかに（毎月20日前後）前月末残高を保管口座に移し換えることとしております。

(4) 再発防止策の策定及び継続実施について

収納口座から保管口座への毎月の移し換えの予定管理と実施管理を継続して行なうことで、再発防止に努めてまいります。

尚、弊社は、令和2年4月1日付でマンション管理業を廃業（廃業等の届出）予定です。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

リストコンストラクション株式会社 管理部 045-664-9990
(受付時間 9時～18時 土曜日・日曜日・祝日を除く)